

南相馬市より

東日本大震災関連情報

最終更新日:平成 23 年 5 月 7 日

下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また、震災の影響により一部業務が停止し、市民の皆さまにご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

さて、東日本大震災による下水道・農業集落排水処理施設の使用料の減免等について以下のとおり決定しましたので、取り急ぎお知らせします。

今後は、市として災害復旧業務を最優先としながらも、通常業務についても早期正常化を図るべく業務を進めてまいりますので、引き続き下水道事業・農業集落排水事業にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 使用料の減免

被災日(平成 23 年 3 月 11 日)に鹿島区内の下水道・農業集落排水処理施設(以下、下水道等という)をご利用されていた方を対象に、平成 23 年 3 月分(1ヶ月分)について、使用料全額を免除いたします。

手続きは市が行いますので、申請の必要はありません。

2. 納入期限の延長

(1)震災前(平成 23 年 3 月 1 日付)に送付しております鹿島区の 1 月・2 月分の納入については、納入期限を延長します。

≪変更前納期限 平成 23 年 3 月 29 日 → 変更後納期限 平成 23 年 5 月 31 日≫

(2)平成 23 年 2 月・3 月分使用料について、納入期限を請求の日から 6 か月後(平成 23 年 10 月 31 日)とします。(3 月分は減免されますので、2 月分のみ納入となります。)

なお、口座振替をご利用の方については、平成 23 年 5 月 17 日が第一回の振替予定日となっておりますので申し添えます。

南相馬市より

3. 下水道等の使用ができなくなった場合の使用中止手続き

(1) 罹災家屋の場合

震災により、家屋等が被災をし、下水道等の使用ができなくなった家屋(全半壊、全半焼、流失、埋没、水没、又は床上浸水)については、市が調査に基づき使用中止手続きを行いますので、届出の必要はありません。

(2) 市外への長期避難等により、家屋等を使用しなくなる場合

水道を使用されている家屋等の場合は、水道の使用中止手続きを行ってください。(下水道等も自動的に使用中止となります。)

【水道事業者連絡先】

鹿島区: 相馬地方広域水道企業団(0244-35-6700)

井戸水を使用されている家屋等の場合は、下水道課(0244-24-5273)までご連絡ください。

4. 自家水認定水量の変更

下水道等を使用している家屋等で、量水器が設置されていない自家水(井戸水等)をご利用の場合、使用人数や事業の内容によって汚水量を認定しておりますので、使用人数の変更等があった場合は、下水道課までご連絡ください。

なお、ご不明な点等については、お気軽に下水道課までご相談ください。

5. 特記

小高区・原町区の使用料については、福島第一原子力発電所の事故に伴う業務の遅れから、未だ水道料金等の決定に至っておりませんので、後日改めてお知らせします。

【問合せ先】

南相馬市 上下水道部下水道課 業務係 0244-24-5273